

## 令和2年度宮内庁調達改善計画

## 1 調達改善計画の目的

宮内庁では、これまでも「公共調達の適正化」等の観点から、随意契約の見直しを行い、やむを得ない場合を除き、競争入札、企画競争、公募等の競争性のある契約方式への移行等を進めてきたところであるが、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）及び「令和2年度調達改善計画の策定要領」（令和2年2月6日付 閣副第83号 内閣官房行政改革推進本部事務局）に基づき、調達する財・サービスの特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むため、令和2年度宮内庁調達改善計画を以下のとおり定める。

## 2 調達の現状分析

平成30年度の宮内庁（地方支分部局、施設等機関含む。）における少額随意契約を除く契約実績は、契約件数451件、契約金額約6,766百万円であった。

契約種別の実績では、競争性のある契約が369件（81.8%）、約5,540百万円（81.9%）、競争性のない随意契約が82件（18.2%）、約1,226百万円（18.1%）となっている。

前年度の契約総件数に占める競争性の有無の割合平均は、競争性のある契約は「80.1%」、競争性のない契約が「19.9%」であったことから、前年度の割合平均と平成30年度を比較した結果、より競争性の高い調達が実現できたと分析できる。（表1）

表1 ※1, 2 平成30年度宮内庁における調達の契約種別 (単位：件, 百万円)

契約方式		契約件数	割合	前年度件数割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※3	318	70.5%	68.6%	4,352	64.3%
	企画競争による随意契約	4	0.9%	5.7%	22	0.3%
	公募による随意契約	24	5.3%		858	12.7%
	不落・不調による随意契約	23	5.1%	5.7%	308	4.6%
	小計	369	81.8%	80.1%	5,540	81.9%
競争性のない契約		82	18.2%	19.9%	1,226	18.1%
合計		451	100%		6,766	100.0%

※1 平成30年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※2 金額及び割合については、それぞれ小数点第2位を未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2及び4について同じ。

次に、応札状況については、調達改善の取組みにより、競争入札において2者以上の応札を実現した案件も複数あるが、例年実施している調達案件については、公表している契約金額では受注できないと判断する事業者があり、応札者の増加が困難な状況もある。

前年度との比較では、競争入札における契約件数に占める1者応札及び2者以上の契約件数の割合は、若干の改善傾向が認められるが、上述のとおり改善されていない案件もあることから、引き続き、新規応札者候補者への入札案内を積極的に取組むこととしたい。（表2）

表2 ※1, 2 平成30年度宮内庁における調達の応札状況 (単位：件, 百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	30	283	288	4,069	318	4,352
割合	9.4%	6.5%	90.6%	93.5%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	4	22	—	—	4	22
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%
公募による随意契約	24	858	—	—	24	858
割合	100.0%	100.0%	—	—	100.0%	100.0%

※1 平成30年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

※2 金額及び割合については、それぞれ小数点第2位を未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(参考) 平成29年度宮内庁における調達の応札状況 (単位：件, 百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争入札	29	293	198	2,374	227	2,667
割合	12.8%	11.0%	87.2%	89.0%	100.0%	100.0%
企画競争による随意契約	—	—	—	—	—	—
割合	—	—	—	—	—	—
公募による随意契約	18	142	1	9	19	151
割合	94.7%	94.0%	5.3%	6.0%	100.0%	100.0%

次に、調達経費の内訳については、公共工事等の契約件数の比較では、前年度と同様に本庁と地方支分部局等に大差はなかった。

1者応札となった案件は、医療機器や機械設備等の保守業務などの、契約履行能力及び受注実績を求めるもの、又契約自体は軽作業や洗濯など一般的な業務であるが、例年発注している調達案件であることから、公表している契約金額の実績額から事業者側において純利益が見通せないものが傾向として見受けられた。当該案件を含め、1者応札案件については、仕様要件の見直しや新規事業者への入札案内を積極的に取組むこととしたい。（表3）、（表4）

表3 ※1, 2 平成30年度宮内庁における調達経費の内訳 (単位: 件, 百万円)

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事(造園以外)(A)	49	1,763	27	831	76	2,594
	割合(A/J)	15.2%	33.6%	20.9%	54.8%	16.9%	38.3%
	公共工事(造園)(B)	35	313	46	390	81	703
	割合(B/J)	10.9%	6.0%	35.7%	25.7%	18.0%	10.4%
	公共工事に係る調査及び設計業務等(C)	18	444	11	64	29	508
	割合(C/J)	5.6%	8.5%	8.5%	4.2%	6.4%	7.5%
	小計	102	2,520	84	1,285	186	3,805
物品役務等	情報システム(D)	8	31	—	—	8	31
	割合(D/J)	2.5%	0.6%	—	—	1.8%	0.5%
	機械設備点検保守(E)	9	163	6	17	15	180
	割合(E/J)	2.8%	3.1%	4.7%	1.1%	3.3%	2.7%
	清掃(F)	9	42	3	6	12	48
	割合(F/J)	2.8%	0.8%	2.3%	0.4%	2.7%	0.7%
	電力(G)	1	135	1	16	2	151
	割合(G/J)	0.3%	2.6%	0.8%	1.1%	0.4%	2.2%
	ガス(H)	2	53	2	4	4	57
	割合(H/J)	0.6%	1.0%	1.6%	0.3%	0.9%	0.8%
	その他(I)	191	2,305	33	188	224	2,493
	割合(I/J)	59.3%	43.9%	25.6%	12.4%	49.7%	36.9%
	小計	220	2,729	45	231	265	2,960
	合計(J)	322	5,249	129	1,516	451	6,765

※1 平成30年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

※2 金額及び割合については、それぞれ小数点第2位を未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表4 ※1, 2 平成30年度宮内庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳(本庁・地方別)  
(単位: 件, 百万)

		本庁		地方支分部局等		全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事(造園以外)(A)	4	101	1	11	5	112
	割合(A/J)	17.4%	43.7%	14.3%	21.6%	16.7%	39.6%
	公共工事(造園)(B)	-	-	-	-	-	-
	割合(B/J)	-	-	-	-	-	-
	公共工事に係る調査及び設計業務等(C)	1	4	-	-	1	4
	割合(C/J)	4.3%	1.7%	-	-	3.3%	1.4%
	小計	5	105	1	11	6	116
物品 役 務 等	情報システム(D)	-	-	-	-	-	-
	割合(D/J)	-	-	-	-	-	-
	機械設備点検保守(E)	-	-	2	3	2	3
	割合(E/J)	-	-	28.6%	5.8%	6.7%	1.1%
	清掃(F)	1	2	-	-	1	2
	割合(F/J)	4.3%	0.9%	-	-	3.3%	0.7%
	電力(G)	-	-	-	-	-	-
	割合(G/J)	-	-	-	-	-	-
	ガス(H)	1	8	-	-	1	8
	割合(H/J)	4.3%	3.5%	-	-	3.3%	2.8%
	その他(I)	16	116	4	38	20	154
割合(I/J)	69.6%	50.2%	57.1%	73.1%	66.7%	54.4%	
小計	18	126	6	41	24	167	
合計(J)	23	231	7	52	30	283	

※1 平成30年度の契約に関する統計等に基づき作成(少額随意契約は含まない。)

※2 金額及び割合については、それぞれ小数点第2位を未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

次に、調達改善計画の自己評価の実施方法

上半期終了時点、並びに、下半期終了時点における計画の達成状況、調達の具体的な改善状況等について評価し公表する。

なお、自己評価においては、宮内庁契約監視委員会委員長に意見を求める。さらに、内部監査の事後検証を必要に応じて活用し、評価の精度を高める。

#### 4 調達改善の推進体制

##### (1) 庁内推進体制

「宮内庁調達改善推進委員会」を設置する。構成は以下のとおり。

委員長 皇室経済主管

委員 長官官房主計課長

長官官房用度課長

管理部管理課長

##### (2) 宮内庁調達改善推進委員会の役割

① 調達改善計画の策定

② 調達改善計画の自己評価

##### (3) 外部有識者の活用方法

当庁の契約内容に精通する宮内庁契約監視委員会委員長に、調達改善計画の策定及び自己評価の実施の際に意見を求める。

##### (4) 内部監査等の活用

内部監査の事後検証及び会計検査における検査結果や意見等を調達改善計画の見直しに活用する。

以 上

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	一者応札の改善に向けた取組	他省庁等において、当庁が発注する案件と類似する入札案件を調査し、受注能力などを把握した上で、積極的に事業者へ入札案内を実施する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	H28	前年度、一者応札案件については、入札公告前より、受注能力がある事業者を調査し、前年度からの改善を図る。 入札公告後5開庁日経過時点において、入札説明書を受領する事業者が1者の場合、事業者への入札案内を積極的に行う。	継続
	○		公告日から入札参加書類の提出日までの期間を開庁日12日間以上とする。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 事業者への配慮	B	H25	当庁における、一般競争入札案件の全てにおいて適用する。	継続
○			一者応札が継続している案件について、要因を分析するとともに、競争入札方式又は公募に移行することを検討し、一者応札の改善に努める。	透明性・公正性の確保 品質の確保・向上 業務の効率化	A	R2	一者応札が継続している案件について、受注可能な事業者が1者であると想定される場合において、調達内容を精査した上で、公募を実施し、随意契約に移行する。	R3年 3月まで
○		指名競争入札の改善に向けた取組	指名競争入札を実施するにあたり、指名事業者の現状を把握し、入札に応じるか事前に調査を実施する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上	A	H31	当庁における、指名競争入札案件の全てにおいて適用する。	R3年 3月まで
○			指名競争入札を実施するにあたり、個別案件ごとにおいて指名基準を検証するなど、事業者への受注機会の枠を拡充させる。	競争性の向上 事業者への配慮	A	H31	新たな指名事業者の拡充及び指名基準見直しから入札方式の変更などに努める。	R3年 3月まで
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札となった案件について、個別案件の要因について一覧表を作成し、対応策の検討につなげる。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 品質の確保・向上	A	R2	一者応札案件について、事業者へのヒアリングを始め調査の実施や調達案件の特殊性などを調査した上で、要因分析を行い、一覧表を作成し、庁内において共有し対策に向けた対応に努める。	R3年 3月まで
	○	電力調達、ガス調達の改善	業務に支障がないよう安定した電力及びガス供給を前提として、地方支分部局等において、それぞれの特性を考慮した上で、競争に付すことができるものは移行する。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 業務の効率化	A	R2	現状を踏まえ、競争性のある契約に移行可能な案件については、移行する。	R3年 3月まで

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分
当庁における発注予定情報を当庁ホームページに掲載し、四半期ごとに掲載内容を更新し、事業者への積極的な案内に努める。	継続
オープンカウンター方式の導入へ向けた取組	継続
クレジットカード決済の拡充 (光熱水料にかかる支払いについて、カード決済を用いて対応できるか検証)	継続